

令和7年度図書館運営協議会（令和7年6月26日開催） 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（15名）

【会長】学識経験者：三浦会長

【副会長】学識経験者：田辺副会長

【学識経験者】糸賀委員

【公募委員】楠橋委員、高田委員、渡辺委員

【区内の社会教育委員】石橋委員、中村委員

【図書関係団体から推薦を得た者】飯川委員、成瀬委員

【新宿区立小学校長会又は新宿区立中学校長会の推薦を得た者】早川委員

【図書館職員】 山本中央図書館長、関口資料係長、平野利用者サービス係長
橋都こども図書館長

図書館事務局：舟木管理係長、資料係加藤主査、利用者サービス係清家主査
管理係安田

2 場所 中央図書館 4階会議室

3 議事内容

(1)協議事項

これからの図書館のあり方について

(2)報告事項

新宿区立図書館における区民優先サービスの導入（変更）について

(3)その他

① 新宿区立図書館運営協議会設置要綱の改正

② 令和7年度新宿区立図書館運営協議会日程

事務局 おはようございます。本日はお忙しい中、また大変お暑い中、新宿区立図書館運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今年は、委員の改選の年に当たりまして、本日は初回の協議会となります。このため、会長と副会長が決定するまで、こちら事務局にて進行させていただきます。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。なお、会議録作成に当たりまして、録音をさせていただいておりますことをご了承ください。

ただ今から、令和7年度新宿区立図書館運営協議会を開会いたします。本協議会は、新宿区立図書館の運営やサービスに関して、必要な検討を行う会議体として設置しております。本日は、過半数の委員が出席されておりますので、新宿区立図書館運営協議会設置要項、第5条第2項の規定を満たし、会議は成立しております。なお、本協議会は公開となっております。傍聴される方がいらっしゃいます。

中央図書館長からごあいさつ申し上げます。お願いします。

中央図書館長 おはようございます。

一同 おはようございます。

中央図書館長 私は、中央図書館長になりまして、今、4年目になってございますので、まだまだ勉強不足なところもありますけれども、引き続き皆さまの力を借りながら、図書館の運営を行っていきたいというふうに考えてございますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

また、本日は、議題にありますとおり、新宿区立図書館の事業報告書の案ですとか、区民優先サービスの導入について、ご議論いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、図書館につきまして、疑問な点ですとか、何かございましたらば、素朴な質問でも構いませんので、ご発言いただければ幸いというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは、簡単ですが、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、会長・副会長のごあいさつです。まずは、会長からごあいさつを賜りたいと思います。よろしくお願いします。

会長 どうぞ2年間よろしくお願いいたします。他の自治体などでは、図書館運営協議会においては、官庁などから諮問を受けて、その諮問に答えていくという形の協議会もございます。新宿区の場合には、むしろ、各機関で行われているサービスの状況等について、協議会で評価などに関わっていくということが多かったかというふうに考えております。また、先般ご議論がありました、新図書館、新中央図書館の建設などについて、区側に提言していく

ということも、重要な役割となるであろうというふうに考えております。皆さまからの建設的なご意見、お伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 副会長、よろしくお願いいたします。

副会長 どうぞよろしくお願いいたします。前期に引き続きなんですが、前期、毎回、大変活発に意見が、皆さん出されて、それを何とか生かしていけたらと思うんですが、今期もぜひ、皆さん思うところいろいろ、それぞれあると思いますので、ご発言たくさんいただいて、進めていけたらと思います。微力ながら尽力できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。ここからは、進行を会長にお渡しいたします。会長、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、議題に入ってまいります。委員の皆さまには、議事の進行ご協力いただければと存じます。まず、事務局から、配布資料の確認からとなります。よろしくお願いいたします。

事務局 本日の配布資料を確認させていただきます。お手元の配布資料一覧をお手元にご確認いただければと思います。全部で10点あります。1点目が、令和7年度新宿区立図書館運営協議会次第。2点目、令和7年度新宿区立図書館運営協議会委員名簿。3点目、冊子になりますけれども、しんじゅくの図書館2024。4点目、新宿区立図書館基本方針。続きまして5点目が、新宿区立図書館サービス計画（令和6～9年度）。6点目、第六次新宿区子ども読書活動推進計画（令和6年度～9年度）及びその概要版。7点目、資料1、令和6年度新宿区立図書館の事業報告書の案。8点目、資料2、新宿区立図書館における区民優先サービスの導入（変更）について。9点目、資料3、新宿区立図書館運営協議会設置要項の改正。10点目、資料4、令和7年度新宿区立図書館運営協議会の日程について。以上でございます。不足資料等ございましたら、事務局までお申し付けください。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは早速ですが、議題の1番に入ります。協議事項となります。これからの図書館のあり方についてです。ご説明、よろしくお願いいたします。

事務局 新宿区立中央図書館図書館サービス計画担当です。議題（1）これからの図書館のあり方について「令和6年度新宿区立図書館事業報告書（案）」について説明します。

それでは、資料1をご覧ください。こちらの資料の表題が、「令和6年度新宿区立図書館実績報告書（案）」となっておりますが、申し訳ございません。実績報告書の実績を、事業

に修正してください。併せまして、下から3行目の、「新宿区立図書館実績報告書」の実績も、事業に修正していただきたくお願いいたします。

それでは、内容の説明に入ります。新宿区立図書館では、新宿区立図書館基本方針（平成28年3月）に基づき、令和6年3月に新宿区立図書館サービス計画（令和6年度～9年度）を策定しました。このサービス計画は、各館の重点事業と全館共通取組事業を示したものです。この初年度に当たる令和6年度の実績報告にあたり、以下のような評価を行う予定です。今回は、中央図書館・こども図書館の事業（重点事業：3事業、全館共通取組事業：4事業）を例として、報告書様式案を作成しました。

(1)指標の評価。新宿区立図書館サービス計画（令和6年度～9年度）で設定した令和6年度目標値に対する令和6年度実績値から算出した達成率をもとに、指標の段階的評価AからDを設けました。評価A、達成率100パーセント以上。B、80パーセント以上100パーセント未満。C、50パーセント以上80パーセント未満。D、50パーセント未満です。

(2)総合評価。総合評価については、計画期間（令和6年度～9年度）である4年間の実績を報告としてまとめる際に行います。なお、総合評価にあたっては、新宿区立図書館事業報告書（令和3年度～5年度）を参考に、指標の評価を単に数値化するのではなく、利用者アンケートによる満足度調査の結果を考慮するなど、指標にはない要素を加えて行う予定です。評価4。評価の目安。計画以上に目標を達成した。3、目標を達成した。2、一部目標を達成できなかった。1、目標に達しなかったです。

今回、お示ししている各報告書は、報告書様式を検討するために、中央図書館、こども図書館を例として作成しました。様式および内容等は、本日、皆さまからいただいたご意見をふまえて、修正する予定です。また、本日はお時間の関係で、中央図書館、こども図書館の重点事業及び全館共通取組事業の中から、一つずつご説明します。

それでは1ページの、「中央図書館・こども図書館重点事業1」事業名「電子図書館の導入」をご覧ください。この電子図書館の導入は、皆さまの机上に配布しております、令和6年3月に作成した「新宿区立図書館サービス計画（令和6年度～9年度）」の15ページに記載された事業となります、今回作成した報告書には、ページの中頃から下の「主な実績」指標の「令和6年度の実績値」、「達成率」、「評価等」と「課題・今後の取組み」を加えました。

それでは内容を説明します。重点事業名「電子図書館の導入」目的、区民に優しい地の拠点として、機能のさらなる充実を図るため、電子書籍貸出サービス（電子図書館）を導入します。(1) 現在図書館を利用していない区民に対して新たなアプローチとして、来館による貸出・返却手続きが不要となる非来館型サービスの充実を図り、利用登録者の増加を目指します。(2) 地域資料の電子化を検討し、新宿区所蔵の貴重な地域資料を図書館ホームページ等で提供することにより、利便性の向上を図ります。(3) 電子書籍を活用し、読書バリアフリー法が目指す図書館サービスの提供を目指します。事業内容、(1)電子書籍の提供(2) 地域資料の電子化(3) 高齢・障害者のサービスの充実です。詳細は記載のとおりです。

続きまして、主な実績、(1)電子書籍の提供。①システムの導入。令和7年1月15日か

ら、電子書籍貸出サービス（しんじゅく電子図書館）の提供を開始しました。②提供内容。
ア、しんじゅく電子図書館（LibrariE & TRC-DL）貸出閲覧型サービス（図書 3,461 点、雑誌 269 点）紙の書籍では提供が難しい問題集や参考書を電子図書として提供しました。絵本や児童書、お料理の本などの実用書も取り揃えました。雑誌コンテンツは閲覧型サービスとして提供しました。イ、しんじゅく電子図書館（KinoDen）閲覧型サービス。23 区の導入は初。（図書 285 点）学術書、辞典、新宿区に関する電子書籍やオーディオブックを提供しました。③『広報新宿』、新宿区立図書館ホームページ、X、（旧 Twitter）による周知、ポスター・チラシの掲出、講座開催 3 回 19 名参加により、利用促進を図りました。④区民意見の把握。図書館満足度アンケート調査を令和 7 年 3 月に実施しました。（2）地域資料の電子化。『新宿区立図書館資料室紀要（1 巻～3 巻）』を電子化して公開しました。（3）高齢・障害者サービスの拡充。非来館型サービスとしての電子図書館の周知に努めました。併せて、音声で読み上げるオーディオブックを提供しました。

指標は、資料受入数、資料総数、貸出者数・閲覧者数、貸出数・閲覧数です。令和 6 年度実績値及び令和 6 年度目標値は記載のとおりです。達成率、評価については、達成率は全て 100 パーセントを超え、評価は全て A でした。

課題・今後の取組み。電子書籍貸出サービスは、認知度を高め、利用者を増やしていくことが課題です。今後の取組みとして、図書館に来館することが難しい利用者や、電子書籍貸出サービスを目的とした、新たな利用者獲得のため、新宿区立図書館ホームページ・SNS 等を活用し、積極的に情報を発信します。指標については、いずれも想定を上回る実績値となりました。今後は、実績を踏まえて見直しを検討します。また、これまで紙の資料では書き込み等の懸念から提供が難しかった問題集や参考書についても、電子書籍での提供を行います。さらに、電子書籍の利用が不慣れな方向けの講習会や広報など、利用者の増加につながる取組みを行います。「電子図書館の導入」の報告書の説明は以上です。

続きまして、5 ページの全館共通取組事業。「2 区の各部署との連携と支援」をご覧ください。「区の各部署との連携と支援」は、「新宿区立図書館サービス計画（令和 6 年度～9 年度）」の 52 ページに掲載された事業となります。今回作成した報告書は、このページの右側の、指標の「令和 6 年度実績値」、「達成率」と「評価」、ページ中頃の「課題と今後の取組み」を加えました。

それでは、内容について説明します。事業名 1 区の各部署との連携展示（中央図書館）。2 庁内リファレンス（中央図書館）。3 家庭配本サービス（中央図書館）。4 学校向け団体貸出の充実（こども図書館）です。右に移りまして事業概要については、『新宿区立図書館サービス計画（令和 6 年度～9 年度）』の内容をまとめております。指標については、それぞれ、1 は、展示数、貸出数。2 は、レファレンス件数。3 は、実施件数、貸出数。4 は、申込件数となっております。6 年度実績値、9 年度目標値、達成率、評価は記載のとおりです。なお、全館共通取組事業は、先ほどご説明した重点事業とは異なり、各年度ごとの目標値を設定しておりませんので、最終目標である令和 9 年度の目標値に対する達成率となってい

ます。評価は、A または B となっています。

続きまして、ページの中頃の、各事業についての課題・今後の取組みは、1 については、健康部との連携に留まっていることが課題です。今後は、区の各部署に向けて「図書館での連携展示」を周知し、健康部以外の部署との連携を検討します。2 については、庁内レファレンスの実績が目標達成に至りませんでした。今後は、区役所内だけで共有できるネットワークに、レファレンス事例の紹介を掲載するなど、積極的な周知活動に努めます。3 については、貸出数に対して実施件数が伸びていないことから、新たな利用者の獲得が課題です。今後は、利用案内や館内掲示等で周知を継続するほか、必要な利用者に必要なサービスが行き届くよう、福祉部との連携についても検討します。4 については、令和 6 年度（小学校）と、令和 7 年度（中学校）に改訂された教科書の内容に合わせて蔵書を充実させ、利用者の増加につなげていきます。「2 区の各部署との連携と支援」の報告書の説明は以上です。

以上で資料 1「令和 6 年度新宿立図書館事業報告書（案）」の説明を終わります。なお、次回の本協議会で、全図書館の事業報告をまとめたものをご協議いただく予定です。本日は、皆さまに、「本報告書様式（案）」につきまして、ご意見をいただきたくお願いします。

会長 ありがとうございます。この後、皆さまからご質問・ご意見等をいただきたいと思いますのですが、表の見方について、基本的なところの確認だけさせていただきますね。資料の 1 の 1 ページ目の、中央図書館・こども図書館重点事業の 1 として、主な事業内容が、(1) から (3) まで分かれており、ここに電子書籍と地域資料の電子化等が含まれている。この、両方含むかどうかについては、以前、協議会でも議論になっていたところでしたが。主な実績の 1 番で、TRC と KinoDen と、図書の点数を足し合わせたものが、資料受入れ数となっているんですが、受入れ数には雑誌は含まないということですね。

それから、地域資料の電子化で扱われた、資料室の紀要というのは、恐らく、ホームページで無料公開されていると思うんですが、この辺りが、指標には反映されない形になっていると。指標自体で挙げられる資料受け入れ数などは、実質的には電子書籍の提供に関わる事柄であって、貸出者数や閲覧者、特に、閲覧者数の中に、地域資料の電子化についての数値が、きちんと反映されているのかどうかといった、その辺りの基本的な読み取りになりますけれども、最初に補足いただければありがたいです。

事務局 ご質問ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、この指標は主に、LibrariE&TRC-DL の購入した本に対するもの、それから KinoDen の購入した本に対する閲覧数です。地域資料に関しては、どなたでも閲覧できる形にしておりますので、この指標の中の閲覧には入っておりません。今回、電子図書館の導入にあたりまして、主な実績の部分で、前回の会議の中でもお話がありましたが、地域資料の電子化というのは、別のものではないかという話もありました。こちらに、一行入れさせていただきました。この指標については、主に、購入した資料、電子書籍の閲覧、貸出回数および所蔵数になっています。

会長 ご説明の趣旨は分かりました。提供内容の電子書籍のうちに、問題集とか参考書を入れるということについては、以前、協議会で出た意見について吸収いただいたという形で、ご配慮いただいているのかなと思いましたけれども。それでは、その辺り踏まえまして、委員の方から、ご質問・ご意見受けたいと思います。いかがでしょうか。

委員 よろしいですか。

会長 どうぞ。お願いします。

委員 指標のことでお伺いしたい。資料を事前に読んで思ったことなんですけども。達成率っていうのは、もともとの目標値を厳しく見れば、当然、達成率は上がる。逆に、目標値を緩やかに見れば、達成率は下がるということなので、どんな視点で、この目標値が作られたのか、それをお伺いしたいなと思います。

会長 では事務局からよろしくお願いします。

事務局 ご質問ありがとうございます。3年度から5年度の事業報告書を、前回、取りまとめましたが、その事業計画をする際には、目標値の設定がございました。そこで、あらためて、事業を実施した後に結果報告書をまとめるに当たって目標値を設定しました。そのときに、併せまして、6年度から9年度の目標値を設定しましたが、こちらを設定する際には、コロナ禍の後の数値をまとめることがすごく難しかったものですから、3年度から5年度の実績などを参考にしながら、また、コロナより前の実績の数値を参考にしながら、今回の目標値を定めたところです。ですので、実際には、現在の数値が、いいものもございまして、結果を踏まえて、少し目標値を見直す必要があるのではないかという意見が出ております。

会長 いかがでしょうか。

委員 大丈夫です。分かりました。ありがとうございました。

会長 では、お願いします。

委員 これ、きょう、協議する一番は、どう評価するかというよりも、このフォーマットでいいのかどうかということですね。基本的には、こういう枠組みで目的があって、主な実績があって、指標で客観的にそれを評価していくという、このフォーマット自体は、私は

悪くはないと思います。ただ、今ご指摘のように、若干細かいところに関心がいくわけです。数値を掲げるわけだし、ちゃんと目標も掲げているだけに。

先ほど、会長から質問がありましたけども、まず、電子図書館の場合に、貸出閲覧型サービスとなっていて、貸出しと閲覧を区別してるんですよね。そうすると、ここで指標に挙げられているのは図書についてであって、雑誌は貸出ししない閲覧なんですよね。そうすると、アクセス数は、この場合評価しなくていいんだろかというのが素朴な疑問ですね。

それから、最初に、フォーマットを確認したのは、特に、電子図書館については、導入したのが今年の1月15日からであって、令和6年度の実績というのは、実質2カ月半なわけですよね。だからこれは、今ここで、評価がAだとかBだとかというよりは、こういう指標の設定、こういうフォーマットでいいのかどうかということの確認だと思います。今後、令和7年度以降に、このサービスがもう少し軌道に乗ったところで、どういうふうに評価していけばいいかがはっきりするのだと思います。ただ、それにしても、さっき会長のご指摘のとおり、私も、図書の合計値しかここに出てきていなくて、雑誌のほうは見なくていいのかなというのが、まず一つ。

もう一つは、このサービスを導入する、電子図書館の導入の目的の最初に、1番に書いてあるとおりで、現在、図書館を利用していない区民に対して、新たなアプローチだということとは、指標に、今まで図書館を使っていなかった人が、この電子図書館をきっかけに図書館を使うようになったかどうか、新規の利用登録者数というようなことは、見るべきではないでしょうか。だって、目標の一番にこれを掲げてるわけですよね。特に、図書館まで足を運ばなくていいんだというだけに、私は確かに、新規の利用者開拓になり得るんだろうと思います。そうすると、そういう新規の利用者、これまで図書館を使ってなかった人が登録するようになったのかどうかは、見なくてよろしいんでしょうか。

それから、併せて3番目なんですけど、この指標の貸出者数と閲覧者数。そして、その数が、延べ人数の点数も、実績値で同じになるっていうのが、ちょっとよく分からない。実績値で3,927なんですよね。ここを、なぜ同じになるのかを説明していただければ。以上3点です。

会長 ありがとうございます。では、事務局からお願いいたします。

事務局 ご質問ありがとうございます。まず1点目の、雑誌のアクセスについてです。令和6年度から9年度のサービス計画を定めたときに、電子雑誌についての指標を入れるという話にはなりませんでした。お手元に、今、お配りしている、こちらにもそれは入っておりません。こちらについて、今後、評価を追加していくかは、また図書館に持ち帰って、ご相談させていただきたいと思います。

電子雑誌というサービスが、比較的、新しく始まったばかりだったので、6年度から9年度の計画をまとめているときには、検討には上がっていましたが、確実に入ってくるとい

うものでもなかったと記憶しております。違ったら申し訳ございません。図書館のほうで、追加するかどうかを検討させてください。

委員 アクセスの実績値を、知ろうと思えば分かるわけですね？

事務局 はい、分かります。それから二つ目ですね。現在、利用してなかった方が、利用できるようになった数値というのを採ったほうがいいのではないかというご意見ですね。確かに、目的の一番に掲げております。先ほどの説明と重なってしまうんですが、こちらを作った際に、そのときはその話を盛り込まなかったんですけども、当区の場合は、現在、利用更新制度といいまして、利用更新をして、初めて電子図書館を使いただけます。今まで、新宿区在学・在住・在勤だったというカードを持っていたとしても、図書館にもう一度来ていただいて、本当に新宿区在住・在学・在勤かどうか、更新していただく制度です。ですので、そこで、あらためて、新宿区在住・在学・在勤者数が決まったところで、増えた人数を見ていく考えです。今年の10月に、確実に、新宿区在学・在住・在勤の方が決まって、そこからまたどんどん増えていけば、新宿区の電子書籍を使いたいという方の登録も、きちんと把握できると思っております。また、お電話などで、電子書籍しかなかったのも、ぜひ登録したいというお電話も何件か受けておりますので、利用者が増えてることは間違いありません。こちらの点につきましても、図書館に戻りまして、こういうご意見があったので、どういうふうに評価できるかということを、検討していきたいと思っております。

3点目ですね。なぜ、この数値が同じなのか。ここは、新しい図書館システムに、1月から変わりまして、電子書籍の貸出数と、電子書籍貸出者数が、延べ人数で出るということが分かりました。紙の本もそうなんですけども、貸出しに、カードを出した方の人数が、その日の1日の貸出人数と数えられますので、電子書籍の場合は、2点まで貸出しですが、一点一点で一人一人になりますので、結局、貸出点数と貸出人数が同じになるということが、分かりましたので、同じ数字になっております。

委員 同じ人がアクセスして、そのときに同時に、2点の資料を見たら、延べ人数は1人で閲覧点数は2にならないんですか。

事務局 そうならない図書館システムです。

委員 そうすると、今後、この指標を掲げる意味は、二つを並べる意味は、全くなくなりますよね。

事務局 そうですね。その点も、今回、分かった点になります。

委員 ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。それでは、それ以外にもしありましたら、よろしくお願いいたします。

委員 全体のフォーマットを、これでいいか確認しているんだよね。これ、最大の問題は、これを達成するために、どれぐらいのコストがかかったか。電子図書館は、コストの問題抜きに本当は語れないんです。これ、高いですよ、はっきりいって。そうすると、他のサービスも含めてどっかで、コスパがいいのかどうかを見なくちゃいけないというのが、本当のところですよ。ただし、図書館の予算の組み立てからすると、一件一件について、金額で計上するのは難しいかもしれない。そうすると、あとは、職員の労力なり手間が、どれだけかかっているか。大体の指標でもいいから、本来は、コストがどれぐらいかかっているのかというのを見ていかないと、数値はこれからいろいろやれば、利用者の人数も増えていくかもしれない、電子図書館の利用者も増えていくかもしれないですよ。でも、そのときに、どれだけの経費負担があるのかというのを、どこかで見ていかないと、このサービスに力を入れました、でも、実はコストが3倍、4倍にかかっていますというのだと、指標が少し上がったぐらいでは、本当はコスパは悪いということにはなるんですね。本来の評価の仕方として、どこかで、経費や、そこにかかった人員がどれぐらい、何人分のフルタイム換算でいいから、職員をどれぐらい投入しているのかみたいな指標もどこかで考えておかないと、本来の図書館経営の観点からの評価にはなり得ないというふうに思います。これ、意見ですけどね。なかなか難しいのは私も承知してるんで、できれば、そういう視点も導入していただきたいということです。

会長 今、ご意見いただきましたけれども、その辺り、見通しについて、もしありましたら、事務局からお願いいたします。館長、よろしくお願いします。

中央図書館長 こちらの電子書籍・電子図書館につきましては、6から9の計画を作ったときに、まだ具体的に、どこまで、どういうふうに進むんだというのはまだはっきりしてなかったものですから、このような指標という形で、計画のほうは作らせていただいたものでございます。

実際に、ふたを開けて動かしてみたら、数字が一緒になってしまうですとか、閲覧型と貸し出し型ですとか、指標の目標値の設定につきましても、実は、委員委員からありましたけれども、2カ月半でしたので、ここまで伸びるとは思ってなかったというのが本音です。ですので、こういった指標についても、見直しをしないといけないなとは思っていますので、その辺は、次回にお示しできるかどうかは分からないんですけれども、見直しは必要だなというふうに考えてます。

あと、コスパと人員につきましては、少なくとも、今年の電子書籍導入につきましては、図書館の本体システムの導入と一緒にやっていますので、そこを分けるというのは、非常に難しいなというふうに考えてます。人員につきましても、両方絡んでやりましたので、そこを、どっちが、例えば10人かかってたとして、8対2なのか、9対1なのか、7対3なのかというの、その分けは、今回については難しいかなと思ってますけれども、とはいえおっしゃるとおり、コスト、お金に関しては、高い本を買うか、買わないかっていう問題も出てきますので何とも言えないんですけども、人員につきましては、どれだけの人数で、どれだけの作業があったんだよというのは、もしかしたら出せるかもしれませんが、そちらのほうは検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。次回の協議会で、ぜひ、ご報告いただければと思います。

委員 今のお話の追加的な話になるんですけど。恐らく、新宿区さんも行政評価やってると思うんですけどヒト・モノ・カネのことにに関していうと、全くの新規事業はともかくとして、そうじゃないものは、ある程度、コストが出ているんじゃないかと、思ったんですけど、そこら辺いかがなんでしょうか。

会長 ありがとうございます。では事務局から、どうでしょうか。

中央図書館長 すいません。事務評価というのをやってございますけれども、電子書籍に関してのコストパフォーマンスを出しているようなものは、実はございませんので、その部分だけ出すというのは、現状では難しいかなというふうな考えでございます。ただ、一部出しているところもありますので、そういったところが、使えるか使えないかというのは、今後、検討させていただければと思います。

委員 質問の趣旨は違うと思いますよ。今、委員が言われたのは、新規のサービスじゃなくて、ある程度、定例的な業務については、長年同じ仕事をしてるのだから、どれだけのコストがその年かかったかは、ある程度出るんじゃないかと。それは、行政評価の中で、図書館の評価だけでなく、区の行政評価一般の中でも、そういう視点はあるんじゃないかと。電子図書館に関していうと、それは今年度、あるいは昨年度辺りから新規にやってるから、新規の設備投資もあったりして、直ちに今年度のコストは分からないですよ。これから減価償却していく部分もあるんで、直ちに出不ないんですけども、これまでの定例的な業務については、ある程度コスト計算ができるのではないかっていうのが、ご指摘じゃないかと、私は思いました。

委員 すみません。おっしゃるとおりです。

会長 その点については、いかがでしょうか。

中央図書館長 すいません。失礼いたしました。他の評価のほうは、いわゆる紙の本であれば、出るのかなとは思っておりますけれども、今現在、区の行政評価として、図書館の資料に関しての評価はやってませんので、その辺は、今後、検討課題とさせていただきます。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、それ以外に。委員、お願いします。

委員 大変分かりやすいフォーマットになっていると思いますけれども、指標のところで、貸出者数、閲覧者数、6年度の目標値が225で1,745パーセントという、2カ月半でこれだけのパーセントが出たので、やはり目標値は今後、検討をしていただけたらと思っております。それで、分かるかどうか分からないんですが、年齢層とか、どんな内容のものが多く閲覧されたり、貸出しされたのか、分かりますでしょうか。

会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

資料係長 ご質問ありがとうございました。3月に、電子書籍導入についてのアンケートを、紙と電子上で実施しました。その際、年齢層というのが、もともとの図書館情報システムの情報電子図書館上で共有していないため、現在のところは、お幾つの方がよく借りられているかなどが、数値として把握できていません。よく借りられている資料としては、『新宿の迷宮を歩く』っていうものとか、あとは、絵本などで、やなせたかしの『アンパンマン』のシリーズ。あと、シェイクスピアの原文と全訳が付いているものなどがあります。この他に、英検に関する資料をかなり導入しまして、『英検1級に必ず出る英単語』という資料も、アクセス件数が多くなっております。あとは、気軽に読めるエッセイ漫画も人気があります。紙の資料ですと、漫画の提供が難しいのですが、電子書籍については少しハードルを下げているため、よく借りられているような結果が出ております。

委員 ありがとうございます。こういったものをお伺いして、おのずとこうなると、皆さんのニーズが分かってくるような感じがしますので、図書館のほうでも購入するときに、またそれが一つの目指しになると思います。それと、非来館者のサービスですね。非来館型のサービスの充実と、それから高齢や障害者サービスの充実ということで上げていただいておりますけれども、なかなか高齢者は、講習会に出たり、広報で見たりして分かるというようなものではないかと思うんですね。講習会も中央図書館関係でおやりになってるだけだと思いますので、ぜひ、地域でも、そういったものをしていただけたら、もう少し周知や、

それから使い方が広がって、利用者が増えるんじゃないかなと思っております。地域図書館でもいいですけども、各地域のセンターなんかをお借りして、高齢者クラブなんかにも働き掛けるといいのかなと思っておりますが。

会長 ご提案をいただき、ありがとうございます。この点を受けて、事務局からいかがでしょうか。

資料係長 ご提案ありがとうございます。今回、中央図書館内で、3回の講習会を開催する際に、チラシをどこに配布しようかと考えまして、近隣のシニア館とか地域交流館など、50歳以上の方とか、60歳以上の方とかがよく集まる場所に配布をしまして、そのチラシをご覧になって、申し込まれた方も多かったです。また、地域センターでの開催などは、今後の参考にさせていただきます。端末をお持ちの方がどれぐらいいらっしゃるのか、Wi-Fiがその施設で使えるのか等の、環境をいろいろ調査しながら、進めさせていただければと思います。

委員 今、地域センターも、部分的ではあるかもしれませんが、Wi-Fiが入っておりますので。

資料係長 ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。それでは、他の方からはいかがでしょうか

委員 今まで皆さんがおっしゃったことと重なるんですが、要は、このフォーマットの評価に関しては、形としてはこういうことでよろしいのではないかなと思うんですけど、どうしても電子図書館に関しては、非常に関心が高いので。というのは、実は、23区の中で比較的遅めに、後塵を拝してというか、満を持して導入したんですね。であるから、期待値が非常に高いというのが、特に、以前からこの協議会のメンバーだった方の中にはあると思います。であるからこそ、今回は、2カ月半なので、あんまり細かいこと言ってもしょうがないと思うんですけど、実際に、どのように活用されてるかということに対しては、関心が高いということなので、場合によっては、このフォーマットに報告することとは別に、電子書籍の活用状況については、毎回の運営協議会でご報告いただくのがいいのかなというふうに思います。そのときは、さっきのランキングみたいなのも面白いですし。あと、私は個人的には、電子図書館の中で、閲覧に特化した、学術書とか辞典とかっていうのを、23区で初めて導入されたということで、こういうものが実際に使われるのかどうかっていうことは、実は、本を提供する、われわれ出版社からしても非常に関心の高いところですので、ぜひ、そういう形で、随時ご報告いただければよいかなというふうに思います。以上です。

会長 ありがとうございました。今いただいた感想について、もしお考えがありましたら、お願いいたします。

事務局 ありがとうございます。KinoDen につきましては、23 区では新宿区が初めての導入です。その前に、三鷹市等が先行して入れてらっしゃいますが、やはり結構閲覧していただいております、オーディオブックなども、よく聞かれているようです。閲覧と貸出しについて、分かりづらいかと思うんですが、貸出しは2週間、自分でずっと見ることができる。閲覧は、見て、ちょっと離れて、テレビ見にいつてしまったら、もう見れないということで、回数は多くても、その本 1 冊読むのに、閲覧の回数が増えてしまうというような、メリット・デメリットはありますが、誰かに占有されないの、いつでも見れる、いつでも空いていれば見れるということで、辞典や学術書も、そういうものに需要があるんじゃないかなと思っております。

これから、今年度また電子書籍を選定していくにあたっては、どんな本が実際に閲覧されているのか、どんな本が貸出しに適しているのかというのを確認しながら、私ども、まだ始めたばかりですので、しっかり勉強しながらやっていきたいと思っております。以上です。

会長 ありがとうございました。それでは、他の方からいかがでしょうか。

委員 今、協議される内容は、このフォーマットのことだと思うんですけど、ただ、電子書籍のことについて、ずっと興味が、関心が集まっているのかなと思ひまして、情報提供というか、学校図書館の状況ですね。学校図書館については、電子書籍は買わされていないんですね、今現在は。それで、本校では、しかしながら、タブレット1人1台入っているということで、実は昨年度から、小学校のエレメンタリースクールで使っている、アメリカの絵本ですね、小学生向けの絵本。要するにアメリカの学校のテキストブックですよ。それを入れて、英語の授業で使ったりしています。英語の授業だけじゃなくて、例えば、その内容は理科ですとか、人権のことも入っている、道徳で使ったりとかっていうのもできるということで、先駆けてやったんですね。興味ある子はすごく見てるんですけど、実は、授業でも使っているんですけど全体には広がってない現状がありました。

今年、教育委員会で見いただいたので、本校、モデル校で、ポプラ社の MottoSokka! っていうのを、本校では入れることになりました。これはモデル校なので、本校と小学校は早稲田小だけなんですけども。それは6月から使用していて、この1カ月間で、かなり教員も、これはいいねっていうことで使ってます。調べ学習のところでいうと、『ポプラディア』ですね。『ポプラディア』、百科事典が見れるのと。それから Yomokka! っていうほうは、いろいろな会社の、連携会社があって、4,000冊ぐらいが入っているというところでやっています。こういった実績を見ながら、学校図書館でも電子化というものを試して、今、やってい

るところです。

あとは、子ども個人として、小学生・中学生が、電子書籍を公共図書館で借りるということもできるかと思いますので、そういったことも、小中学生どれくらい使ってるかとか、学校として、今、学校向け団体貸出しが非常にお世話になっているんですけども、そういったことの連携というの、今後、興味があるところかなというふうに思いまして、発言させていただきました。以上です。

会長 情報提供いただき、ありがとうございました。もしこの点、補足がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

委員 ありがとうございます。電子図書館についてなんですけど、いろいろとPRをされているかと思いますが、30代とか40代とか、新聞取ってない世代とかかなりおりますので、『広報新宿』とか読む機会はないと思うんですね。そうすると、電子図書館のPRも、知っている方と知らない方も多いと思いますので、地域センターや高齢者施設もそうなんですけど、例えばスーパーとか、可能な限り、商店とか、コンビニさんとか、そういう所に、目に触れる所でも、チラシを置かせてもらおうとか、そういうところでPRするのも一つの方法かなというふうに思いました。以上です。

会長 ご提案ありがとうございます。この点、受けていかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。チラシの置く場所について、スーパーやコンビニなどというご意見について、検討してみたいと思います。現在は、X(Twitter)で発信しています。チラシの置く場所についても、もう少し検討してみたいと思います。

会長 ありがとうございます。それでは、他の委員の方からいかがでしょうか。

委員 電子図書で申し訳ないんですけど。このフォーマット自体は全然いいんですが、こと電子図書に関してだけは、やはり費用のことは書くべきなんじゃないかと思います。報告書だから、常に。というのは、今までずっとやってきたときに、電子図書って、すごい高いっていうのが一番の印象です。先ほども、高い図書もあるっていうお話でしたけれども、高い図書って、ちゃんと値段が書いてあるんですよね、一番後ろに。こんな高い本を、だから図書館でお借りして、大切にしなきゃ。こんな高い本だから、図書館で借りるんですよね。安ければ買うんです。だけど、電子図書は、あんなに高いのに、どこにも書いてないので、やっぱり値段は書いておかないと、私たちの感覚に、新しい情報として入ってこないの。報告書にするのであれば、ここのフォーマットに、きちんと1回目に入れておけば、この後もずっと入っていくので、こと、電子に関して、新しい事業に関しては、必要なんじゃないか

と思いました。100 万円どころじゃないんです。本当にびっくりしたんです。しかも、1 冊ずつでない。パッケージで買わなくてはいけないとか、そういう知らない世界があつて。一冊一冊で電子図書なんて、すぐやればできるのに、なんで早く提供してくれないんだろうと思ったら、そういう違う事情があつたので、これは報告書に反映するべきじゃないかと、全く知らない知識なのでと思いました。

会長 ありがとうございます。あらためて、図書館側からいかがでしょうか。

事務局 サービス計画担当としては、令和 6 年度から 9 年度の計画に、費用のことは盛り込まれてはおりませんでした。電子書籍についての費用についてのご報告は、また、いろんな報告の機会があると思いますが、今、このサービス計画の報告の中に、すぐに費用を入れることを検討しますというのは、担当者としては言えないので、こういうご意見があつたということを、持ち帰ることでよろしいでしょうか。

資料係長 資料係長です。補足をさせていただきます。個人的な印象ですが、紙の資料の現在の平均価格が、2,000 円台で前回購入した電子書籍は 6,000 円台ぐらいの価格でした。高いものは辞書類ですが、数万円ほどのものもあり、15 分ぐらいの短いオーディオブックは、何百円で提供されているものもあります。

次回以降、電子書籍の貸し出しランキングなどご報告をさせていただく機会に、金額なども、この場で共有させていただければと思います。

会長 ありがとうございます。

委員 特にポイントは、電子書籍は、紙の書籍と違って、再販制度が適用されないんですよ。つまり、価格は、その都度、自由に設定されるんですよ。再販制度が適用される紙の書籍は、東京の本屋さんで買おうが、全国他の本屋さんで買おうが、図書館が買おうが、個人が買おうが、基本的に同じ値段です。ところが、電子書籍はそうじゃないんですよ。だから、同じコンテンツを、新宿区と契約する場合と、また別の人口の多い所で、同じ同一書籍のコンテンツを契約する場合で、ベンダーという業者さんは、当然、価格設定は変えてまいります。

それから、もう一つ大事な点は、これ、新宿区で入れた電子書籍は、区の資産になるのかどうかなんですよ。ならないんですよ。つまり、紙の本は、1 回 1 冊 2,000 円とか 3,000 円で買った本は、ずっと新宿区の財産です。新宿区が廃棄しない限り、それは区の図書として、多くの利用者が使えるんですよ。ところが電子書籍は、例えば、契約が 5 年後、10 年後に打ち切ったら、それまで使えてた、読めてた本は、読めなくなるんです。だから、本当はコストの問題ってすごく大事でしてね、紙の本と、そこが決定的に違うんですよ。

繰り返しになりますが、価格は、再販制度が適用されない。電子書籍というけれども、書

籍であって書籍でないんですよ。それから、区の資産になりません。アクセス権だけが、契約してる間保証されてるわけであって、その契約が終わったら、そのコンテンツにはアクセスできないという特徴があります。学校の場合に、読み放題っていうコンテンツがかなりありますね。つまり、複数の生徒が、同時アクセスできるんですよ。ところが、区立図書館の場合には、そういうコンテンツも中にあるかもしれませんが、ほとんどは、一つのコンテンツに、1アクセスしかできないんですよ。1人の利用者からしかアクセスできないじゃないですか。だから、そういう大きな違いがあるんで。そこまで詳しく、きょう議論してもしょうがないと思ったんだけど、今、いろんな方の議論を聞いてると、根本的に共通理解がないと、電子書籍を今後どう扱っていいかの議論は、お互いに誤解、すれ違うことがあるんですよ。でも、基本的には、今、私が申し上げたように、価格設定が、紙の本と大きく違う。特に、区の資産にならないものだという事は、よくお分かりいただいた上で、電子書籍を導入し、むしろ積極的に使っていただいて、高いコストに見合うだけの利用があれば、私は別に構わないと思います。以上です。

会長 ご意見ありがとうございました。この点を受けて、図書館側からありましたら、お願いいたします。

資料係長 電子書籍を多くの利用者に使っていただければと思っておりますので、これから広報に力を入れていきたいと考えております。ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。それでは、この点について、お時間もありますので、もうおひとかたぐらいかと思えますけれども、どうぞ、お願いいたします。

委員 電子図書館については、非常にいろんな課題があるのだなということを教えていただいて、非常に参考になりました。あくまでも、このフォーマットのお話というところに戻りますになるんですけど。皆さまのご意見等を拝聴させていただいている中で思ったことは、この様式としては、あくまで見える指標、どちらかというと量的指標といいましょうか、普及度みたいなのところにフォーカスされているように思いますけれども。量的側面に対して、先ほども議論に出ていたように、どういうものが、例えば扱われているのとかっていうのは、まさに質的側面だと思いますので、そういった側面の指標と課題。それから施策に対する目的に対して、どういう達成度になっているのという、合目的適性といいましょうか、目的達成度といいましょうか。

私が思い付くに、大きく質的、量的、合目的みたいな形で、指標と課題をまとめていくと、より分かりやすくなるし、また、議論も進むのかなというふうに、拝聴してて思った次第です。様式として、一つの参考になればということで、コメントさせていただきました。

会長 ありがとうございます。この点について、図書館側からお願いします。

事務局 ご意見ありがとうございます。量的指標は確かにこのように示されていて、質的指標については、電子書籍でいえば、電子書籍の中身だったり、他の展示の資料でしたら、展示の中身だったりするかと思うんですが、こちらがなかなか、この下にまとめるのは難しいかなとは思っております。きょうのお話をいただいて、もう一度検討したいと思います。また、質的と申し上げる中で、資料1の中の、総合評価2のほうにも書いたんですけども、数的な評価だけではなくて、満足度などもしっかり評価して、最終評価には入れていきたいと考えております。

それから、最後のご指摘がありました、目的に対する達成度ですね。電子書籍で申し上げますと、新たな利用者の獲得ということですが、先ほどの説明が分かりづらかったかもしれませんが、現在、新宿区立図書館は、利用者のステータスを、新宿区在住・在学・在勤で電子書籍を使える方々の精査を行っているところで、そちらがきっちりした段階で、もう一度考えたいなと考えております。もう少し、お時間をいただけたらと思います。

会長 ありがとうございます。講演会とかお話会などを開催した場合にも、参加者数がどれだけであったかということも確かに重要ですけども、参加いただいた方にどれだけ満足いただけたかということも、同じように重要だと思いますので、評価の際、そうしたことも入れられるような形で、ぜひ、ご検討いただければと思います。ありがとうございました。

それでは、まだご質問・ご意見あるかとは思いますが、いったんこちらの議題については区切りとさせていただいて、次の議題のほうに進めさせていただきます。

それでは、2番、報告事項にまいります。新宿区立図書館における区民優先サービス導入についての変更に関してということになります。利用者サービス係長からご説明をお願いします。

利用者サービス係長 それでは、資料2をご覧ください。新宿区立図書館における区民優先サービスの導入、変更についてご報告いたします。現在、新宿区立図書館の利用登録が可能な方は、都内在住者および区内在勤者・在学者としております。これまでは、利用登録者に対して利用制限の区分を設けておりませんでした。他区の区民優先サービス導入の状況ですとか、区内在住者からの要望を鑑みまして、下記のとおり、新たなサービスを導入、変更したいと考えております。なお、先ほど来、お話が出ておりますが、新宿区立図書館における区民優先サービスとして、電子書籍貸し出しサービス、しんじゅく電子図書館を、令和7年1月15日から開始しているところでございます。

では、記書き以下をご覧ください。項目の1番、対象者です。新宿区立図書館利用登録者のうち、区内在住者・在勤者・在学者を対象といたします。これを以下、区民と申し上げます。次に、項目の2番です。新たなサービス導入、変更の開始時期ですが、令和7年10月

1 日水曜日といたします。次に、項目の3番です。検討したサービス内容について、4項目ございます。まず(1)ですが、未所蔵資料のリクエストを区民に限るという内容です。こちらは、新宿区立図書館に所蔵のない資料、図書・雑誌について、新規購入または相互貸借、これは、他自治体から借り受けるという意味ですが、こちらを行うリクエストを、区民のみ受け付けるという内容です。なお、CD、DVDなどの視聴覚資料のリクエストは、従前から行っておりません。

次に、(2)ですが、新着資料の予約を区民に限るというものでございます。現在、図書・雑誌・視聴覚資料を受け入れてから、一定期間を新着資料として、扱っております。その期間が解除されるまでは、区民のみ予約を受け付けるというものです。期間としては原則、貸出可能日から翌月の同日までとしますが、翌月に同日がないときは、翌々月1日まで、また、雑誌で刊行頻度が1カ月以内の場合は、次号の貸出可能日までといたします。次に(3)ですが、資料の貸出上限冊数を区民のみ増やすというものでございます。現在、図書・雑誌・紙芝居資料について、合わせて10点までを貸し出し上限としているところですが、区民のみ、上限冊数を増やすということを検討いたしました。2ページ目、おめくりいただきまして、こちらについては、課題がございます。資料数には限りがありますため、貸出上限冊数を増やすことで、他の利用者が、希望資料の貸し出しを受ける機会を妨げる恐れがあるところではあります。

最後に、(4)区民優先閲覧席の導入でございます。こちらは、各館の閲覧席に、区民のみが利用できる優先席を設けるというものです。こちらについても課題がありまして、日常的に閲覧席数が不足傾向の館においては、区民優先閲覧席の設定により、利用者サービスの低下や、頻繁の苦情につながる恐れがあると考えます。また一方、日常的に閲覧席数に余裕がある館もございまして、こちらについては、区民優先閲覧席を設定する必要性が低いという状況です。

続きまして、4のサービス実施内容をご覧ください。3で示した課題を踏まえまして、以下2種類の区民サービスを実施したいと考えております。まず、(1)ですが、未所蔵資料のリクエストを区民に限らせていただくというものです。対象資料は、未所蔵の資料・図書・雑誌を対象といたします。次に(2)ですが、新着資料の予約を区民に限るという内容です。対象資料としましては、新着資料扱いとなっている資料かつ図書・雑誌・視聴覚の資料となります。

5の周知方法等でございます。まず(1)ですが、円滑に区民優先サービスの導入を進めるため、『広報新宿』、図書館ホームページ、チラシ配布およびポスター掲示、窓口での案内等により、利用者に周知を行ってまいります。次に(2)ですが、令和4年10月1日より開始した登録要件更新制度において、令和7年10月1日までに、登録要件の確認、更新をしていない利用者は、貸出し、予約等、利用者カードを利用した全てのサービスが利用不可となってしまいます。そのため、引き続き、周知および更新勧奨を行っていきたいと考えております。

最後に6番、スケジュールでございます。7月4日金曜日に、教育委員会のほうに報告をいたしまして、7月9日水曜日に、文教子ども家庭委員会、区議会が設けている委員会ですが、こちらに報告をいたします。8月25日月曜日に、『広報新宿』に教育委員向けの周知記事を掲載いたしまして、10月1日水曜日から、新たなサービス開始を予定しているところです。ご報告は以上です。

会長 ありがとうございます。

利用者サービス係長 すみません。追加で申し上げます。先ほど、冒頭に、他区の区民優先サービス導入の状況を踏まえたとして申し上げましたが、2枚目に別紙として、23区の区民優先サービスの状況をお付けしております。各区、黄色・ブルーに色付けしているところが、実施をしている区ということで、こちらも参考にご覧いただけますと幸いです。以上でございます。

会長 ありがとうございます。秋口から行われる予定の、サービスの変更内容について、ご報告いただきましたが、この点につきまして、皆さま、利用者等の立場でお気付きの点などありましたら、ぜひお願いできればと思います。いかがでしょうか。

委員 いただきました資料を事前に読んで、気になったこと1点ございまして。区民の優先閲覧席の導入のところで伺いたいんですけども、重点事業の目的の欄に、これ、区民の視点から検討しますと書いてあったもんですから、隣接する他の自治体の住民の立場からちょっとこういうのを読んで、最後に他区状況を調べていただいているので、大体見えたんですけども。実は、きょう参加させていただくに当たりまして、これは新宿の地図なんですけど、あらためて新宿区内にどこに図書館があるか、全部落とし込んでいったんですよ。それで、見て思ったんですけど、新宿区さんの場合でいうと、地域的なばらつきが当然あるわけで。特に、隣接する区と近い図書館として、西落合と北新宿なんか、ほとんど隣接区とくっついてる。そういう図書館の、隣接区の状況どうかなっていうのをまた見ていきますと、西落合とか北新宿の場合は、練馬とか中野さんとか渋谷とかの、すぐそばに図書館があるんですね、見てみますと。多分、今言った所は、恐らく登録うんぬんじゃなくて、他の区民の方、多分、結構利用していると思われます。30年ぐらい前の個人的な経験で申し訳ないんですけど、公共施設を利用しようとしたら、あなた区民じゃありませんと言われたことがあります。

図書館の場合は、基本的に在住・在勤・在学でやっている所がほとんどなので、そういうことはほとんどないかと思うんですけども、今回の提案の中の1から3に関しましては、新宿の施設なんだから、それはそうでしょとは思ったんですけど、特に、4番目の優先閲覧席っていうのは、特に、夏休みに区民じゃない方の利用が結構増えるように思われるんですけども、既に導入されている自治体なんかではうまくいっているのかどうか、実態をお伺いし

たいかと思います。

会長 ご質問ありがとうございました。では、お願いします。

利用者サービス係長 ご質問ありがとうございます。今ちょうど例に挙げてくださいました、西落合図書館ですとか、北新宿図書館のほうの状況、おっしゃるとおりで、近隣区の方の利用も大変多い所でございます。一方、そういった図書館は、先ほど懸案事項で申し上げました、比較的、いつでも座席が空きがあるような館でございます。区民優先席を設定すると、近隣の方がせっかく来たけれども、空いているのに座れないことになり、サービスの考え方として残念ではないかというような、地域柄も踏まえての検討をいたしました。

一方、混んでいるのはどういう図書館かというと、中央・四谷といったような大規模館が、かなり混んでいる、席が埋まりやすいというところがございます。どんな方にも、平等にサービスを提供できれば良いのですが、面積には限りがあるため、区民を優先できる場所も必要ではないかというような区民の皆様のご意見もありまして、検討させていただきました。

区民優先席につきましては、現在のところ物理的にも難しいですし、必要性が薄い所が、たまたま近隣区と近いというところもあったものですから、今回は、検討した上で、検討実施内容からは外させていただいたというような経緯がございました。以上でございます。

会長 いかがでしょう。よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 では、このことに関連して、もし他の点でご質問等ありましたら、お願いいたします。どうぞ。

委員 まず基本的に、区民優先サービスを、もっと早くやっていただきたかったというぐらいに思っておりまして、賛成でございます。実は私自身、家内も含めて、わが家は図書館のヘビーユーザーなんですけど、私は本を作るときに、あるいは企画を考えるときに、調べるために本を使います。そのために、実はここに載っている他の区の出ているものもありますけど、登録できる所は全部登録しておりまして、いろいろな所に行って、資料本を借りています。というのは、国立国会図書館と都立中央図書館、貸出しができないものですから、やはり貸出しのできる図書館というのは、本当にありがたいです。

一方、家内は、新着資料を、片っ端から、いろいろな所に予約を入れるんですね。一番最初に予約が来た所で借りると。よその予約は消えませんが、ご存じのように、人気の本は何カ月待ちとかなるわけじゃないですか。その元凶が、新着資料の制限を設けないことだ

と思っておりましたので、いろんな意味で、少し健全になるんだなというふうに感じております。

会長 ご意見ありがとうございます。

委員 私も、区民優先サービスというのは導入したほうがいいと思うんですね。そのときの導入する根拠の一つに、これを実施したときに、どれぐらいリクエストの業務量を減らせるのかどうかです。あるいは、新着資料の予約を区民に限ったときに、これまで年間、何万件あったものが、この程度に減らせる。その分、職員の皆さんは、本来やるべき区民の仕事、普段の業務に、これだけ集中できるみたいなものがあると、多分、理解は深まると思います。概算でもいいし、これまでの実績でいいんですが、未所蔵資料のリクエストが、何パーセントぐらいこれで減らせる見込みなのか。つまり、これまでは、区民以外にもこのサービスしてたわけですね。それは、昨年度とか一昨年度の実績から、ある程度、数字で出せると思うんですが、把握されているのでしょうか。

利用者サービス係長 ご質問ありがとうございます。未所蔵資料の予約ですと、物理的にパソコンに入力できないものですから、紙ベースのほうで管理をしております。具体的な資料を持ってきていないので、肌感覚のお答えで申し訳ないんですが、未所蔵資料の予約をしている方のうち大体7割位が区民の方、3割位の方が、都民の方かなというところでございます。ただ、都民の方については、未所蔵資料を集中して借りられたり、あとは、新着資料について登録している全ての区に予約をされているんだろうなという方が、目立って多い肌感覚がございます。そういう意味では、区内・在住・在勤・在学の方が、お求めの資料を手に入れやすくなるという効果は、一定あるんだろうなというのは想定をしているところでございます。

委員 つまり、今までよりも早く、求めている資料が手に入る可能性が高まるということですね。だから、そこの辺り、概算でもいいから、こういうふうに区民に利便性が高まりますよということを言っていただいたほうが、理解は深まるような気もしました。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。それでは、他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、引き続き、導入に向けてお願いできればと思います。まず、(1)新宿区立図書館運営協議会設置要項の改正についてということで、管理係長からご説明をお願いいたします。

事務局 管理係長でございます。資料3をご覧ください。新宿区立図書館運営協議会設置要

項の改正でございます。表面が、新旧対照表。裏面が、全文になっております。こちら、令和6年の3月の当協議会におきまして、社会教育委員のお二人が任期の都合で、出席いただけなかった回がございました。このとき頂戴したご意見を踏まえまして、この改正を行うものであります。改正したのは、まず第2条の2項3号です。こちらが、もともとは、区内の社会教育委員となっていたのを、新宿区社会教育委員と変えまして、これを受けまして、第3条任期、ここに、なお書きを加えました。なお、新宿区社会教育委員が不在となった場合は、前任者が出席することを妨げない。この条項があれば、ご出席、たとえ任期のはざまになってしまっても、その前の社会教育委員の方にご出席いただけるようになるものでございます。その他の委員につきましては、こういった任期ではなく、推薦を得たものとなっておりますので、特に修正は行っておりません。裏面が全文になっておりまして、こちらが、6月24日付、皆さまの今期の任期でございますけれども、任期の開始が6月24日なので、そこに合わせて改正ということで行っております。以上、事務局からの報告となります。

会長 ご報告ありがとうございました。この点について、もしご質問・ご意見等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは続きまして、(2)になりますが、令和7年度新宿区立図書館運営協議会の日程ということで、本年度の日程について、資料番号4番となります。管理係長、お願いいたします。

事務局 資料4をご覧ください。今年度の当協議会の日程についてのお知らせでございます。本日、6月26日の次は9月25日、第3回目は12月11日、4回目は年明けまして3月12日。いずれも木曜日、午前10時から12時、こちらの会場になっております。

先進自治体への視察は、毎年行っているものでございますけれども、こちらは秋頃を予定しております。つきましては、次の9月25日の協議会で、ご希望の、視察したい図書館などございましたら、そこでご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。ご欠席の場合は、担当者宛てにご連絡いただければ幸いです。

会長 ありがとうございます。以前、協議会では、時間帯について、夜間であるとか週末などのご提案等もいただいたんですけども、やはり午前中の時間帯のほうが、皆さま出席になりやすいということで。本年度は木曜日という形になりましたけれども、ご調整、ご予定いただければ幸いです。では、その他について、他の委員のかたがたからいかがでしょうか。

会長 ではお願いします。

委員 実は、この協議会で、前回の会議は、新しく委員になられた方はお出になってないんですが、新宿区立図書館を使った調べる学習コンクールというのに、新宿区は毎年のように

応募していて。学校の生徒さん、小学校や中学校、高等学校の生徒さんが応募されている。この 1 週間ばかりの間に、私、たまたまそれに関わるいろいろな会議がありまして、そこで、いろいろ話してる中で出てきたんですが、昨年度ですか、新宿区の都立高校の生徒さんが、この調べる学習コンクールに応募されて、見事、文部科学大臣賞を受賞されてるんですよ。その結果が、コンクールを主催してる、図書館振興財団、そこの機関紙に掲載されていたんですね。

それを見て、私、驚いたのは、タイトルは、新宿区立図書館を使った調べる学習コンクールっていうんですよ。この会議の場で前回、新宿区も大人の部にも応募するべきだと。新宿区から大人の部、全然誰も応募してないんですが、という話をしたときに、この記録を見たら、この方は、新宿区立図書館を使っていないんですよ。都立高校の生徒さんなんですが、この機関紙に発表されたものを見たら、使ってるのは他区の図書館。それからもう一つが、ご自分の学校図書館なんです。タイトルは、新宿区立図書館を使った調べる学習コンクールで、これは差し支えないんですかということなんです。初めに言いますが、だから私、この生徒さん、けしからんとか、そういうつもりは全くありません。それから、文部科学大臣賞は取り消すべきとか、そんなこというつもりも全くない。本当に素晴らしい文章お書きになったんですが、これは、新宿区立図書館を使った調べる学習コンクールから出したものとしていいんでしょうかという疑問なんですよ。

それはなぜかという、今後、新宿区で、大人の部も新設するべきだと。そういう議論を、1 週間前、図書館振興財団の評議員会というのがありまして。その場でも、全国的に大人の部の応募が少ないじゃないかっていう話をしたら、そのとき評議員会に出てた方が、反応して、新宿区からそういうことやりましょう。大人の部で、図書館を使っていろいろなことを調べて、コンクールがあつて、それに応募するといろいろな賞がもらえる。また、大人の部で、今年度受賞された方は、90 歳。年齢 90 歳の方が、地元の公立図書館を使ったと書いてあった。それで、見事、文部科学大臣賞なんですよ。新宿区からもそれをやりましょうと声を掛けようと思ったら、新宿区は、新宿区立図書館を使った調べる学習コンクールといいながら、新宿区立図書館を使わなくてもいいんです。

ちなみに、この号に、いろんな文部科学大臣賞小学校の部、中学校の部、載っているんですが、他の方は、全部、地元の公立図書館を使っているんですよ。新宿区の方だけは、地元の区立図書館はお使いになってないんですよ。

だから、これでも新宿区はよろしいんですかと。今後、私、大人の部もぜひ、広げていきたいと思っているのですが、そのときに、こういう表題でいいんだろかというのが疑問になりまして、きょう、確認させていただきたいということで、事前に、この質問通知を通知してありますが、どうなんですか。

会長 質問ありがとうございました。では、この件、館長、お願いします。

中央図書館長 私もそれを見させていただきまして、ちょっと残念だなんていうのが、私の素直な感想です。他のかたがたも見たんですけども、私の個人の思いとしては、図書館、二つしか書いてなかったんで、三つ目に新宿使ってるんだろなというふうな理解をしています。ただ、今回、都立戸山高校からの応募ということでしたので、こちらのほうでお受けして、調べる学習コンクールにお出ししたというような形になってございますけれども。確かに、新宿区立図書館という名前がなかった事実は、私も確認させていただきましたので。ただ、強制もできませんから、そこは難しいなとは思ってはいるんですけども、いわゆる都立高校ですので、もしかしたら、お住まいなのは足立区なのかもしれないんですけども、あくまでも新宿区にある戸山高校から応募いただいたということで、こちらのほうはお受けしてございます。今後は、区立図書館というふうに書けとも言えませんので、私としては、新宿区立図書館も使ってたんだろなというふうに思ってるところでございます。

委員 館長の立場も分かるんですね。だから、今後これ、新宿区の応募のものについては、新宿区教育委員会として審査してるわけですね。これはご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、これは全国レベルで、文部科学大臣賞とかいろいろな賞が出るんですね。これはいってみれば、野球でいうと甲子園大会なんですよ。新宿区は新宿区で、いってみれば地区予選をやっているようなものですよ。だから、地区予選をやるのは、私はいいと思うんです。そのときに、やっぱり調べるのに使った図書館の中に、新宿区立図書館が出てきてない場合には、地元の図書館を使ってください、ひょっとしたら地元の図書館にあるということ、新宿区立図書館で調べたのかもしれないんだから。その辺は、教育的配慮をしないと。だって、表題に掲げてることと、実態が違うというのは、やっぱりまずいと思いますよ。新宿区立図書館を使った調べる学習コンクールと言っておきながら、新宿区立図書館を使ってないというのはね。だから、今後、今年度以降でいいですから、本当に新宿区立図書館を使ってるかどうかは確認していただいた上で、全国大会に自信を持って出していただけるようにしたほうがいいと思います。

今後ぜひ、大人の部も考えていく際には、大学図書館を使える人間ではなくて、一般の区民の方が区立図書館を使った上で、いろいろな昔のことだとか、今、自分が関心がある、それこそ人工知能だとか、そういうことについて調べようと思ったときに、地元の区立図書館を使って、それなりの成果が上げられるということなんですから、やはり、趣旨に合った新宿区立図書館を使ったものを、全国大会に出すように、今後はしていただければと思います。以上です。

中央図書館長 ありがとうございます。今までは、学校から出てきたものは、そのまま当然受け付けております。その際に、どこの図書館使ったの？っていうのは聞いてないもんですから。それを、新たに今年度から聞けるかどうかとなっちゃうと、そこも厳しいところがあるのかなと思っはいるんですが。地域館とも連携してやってますので、検討させてくださ

い。

会長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。その他の議題について、もしありましたら。よろしいでしょうか。それでは、お時間も来ましたようなので、最後になりますけれども、事務局から事務連絡となります。お願いいたします。

事務局 次回は、9月25日10時から、こちらの会場の予定になっております。資料については、開催1週間前をめどにお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長 それでは、これにて本日の協議会を終了とさせていただきます。次回、またお目にかかることを楽しみにしたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

(了)